

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯などを支援

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和3年度の住民税非課税世帯や

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で

家計が急変した世帯を支援する給付金が支給されます。

ドできます。

申請期間など

確認書の返送期限／確認書の発行日から3か月以内

申請書の提出期限／9月30日(金)提出先

感染症拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

郵送／〒289・2595 旭

市二の2132 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

担当窓口(旭市役所社会福祉課内)

持参／市役所1階 歴史を学ぶ場(平日午前9時～午後4時)

問い合わせ先

支給要件など制度に関すること

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

受付時間：午前9時～午後8時(土・日曜日、祝日を含む)

☎0120・526・145

手続きや支給時期などに関すること

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当窓口(社会福祉課社会班内)

受付時間：午前9時～午後4時(平日のみ)

☎62・5376

別表 住民税均等割非課税相当額

家族構成の例	課税相当限度額 (収入額ベース)	非課税相当限度額 (所得額ベース)
単身または扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
扶養親族(計1名)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,683,999円	1,108,000円
扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,099,999円	1,388,000円
扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,499,999円	1,668,000円
障害者、寡婦(夫)、ひとり親の場合 (本欄の額を超える場合は上表を適用)	2,043,999円	1,350,000円

支給額

10万円

支給対象

次のいずれかに当てはまる世帯 ※いずれにも該当する場合でも支給は1世帯1回限り。

住民税非課税世帯

令和3年12月10日に旭市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

家計急変世帯

令和3年1月から令和4年9月までの間に、世帯全員の収入が新型コロナウイルスの影響を受けて減少し、その間の任意の1か月の収入×12の額が別表に掲げる額以下になる世帯 ※世帯全員が、住民税が課税さ

れている親族などに扶養されている場合は対象外。

申請手続き

住民税非課税世帯

●対象と思われる世帯には、2月中に給付内容や確認事項が記載された確認書が届きます。内容を確認し必要事項を記入した上で、同封された返信用封筒で返送してください。

●未申告の人や令和3年1月2日以降に転入した人がいる世帯は、申請が必要になります。申請書に記入の上、必要書類を添えて郵送または持参で提出してください。

家計急変世帯

申請書に記入の上、必要書類を添えて郵送または持参で提出してください。

必要書類

①確認書の場合／確認書に記載された支給口座の変更を希望する場合は、振込口座の通帳などの写し

②申請書の場合／未申告の人や転入した人の非課税証明書

③家計急変世帯／別世帯に扶養親族がいる場合は戸籍謄本、住民票の写しなど関係が分かる書類、令和3年分の源泉徴収票や確定申告書の写しまたは、令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入額が分かる書類(給与明細や売上台帳など)

①～③共通／世帯主の身分証明書の写し、振込口座の通帳などの写し(①は支給口座を変更する場合のみ)

申請書の入手方法

市役所本庁舎、海上庁舎、旭市保健センター(旧飯岡保健センター)、干潟公民館、旭市社会福祉協議会に置いてあるほか、市ホームページからダウンロード